

質問第二二八号

法務局統廃合に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月九日

参議院議長 平田 健二殿

森 まさこ

法務局統廃合に関する質問主意書

福島県では地震や津波によって多くの家屋が倒壊し、滅失登記等の登記手続の需要が高まっている。それにもかかわらず、福島県内の法務局について統廃合が検討されている。住民の需要が高く、土地家屋調査士、司法書士等の専門家にとっても必要性の高い法務局の統廃合を、震災から未だ一年が経過したのみである福島県において行う必要性は高くないと考える。

統廃合が検討されている法務局について、地元住民の要望を反映するために再度地元住民の意向を確認し、その意向に沿った内容にするよう計画変更をしないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

